

事業用大規模建築物の所有者等の義務に関する
事務の手引

平成26年4月作成

大津市環境部

廃棄物減量推進課

はじめに

本手引は、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例に基づき、大規模建築物の所有者等の皆様にさせていただく事項を以下にまとめています。

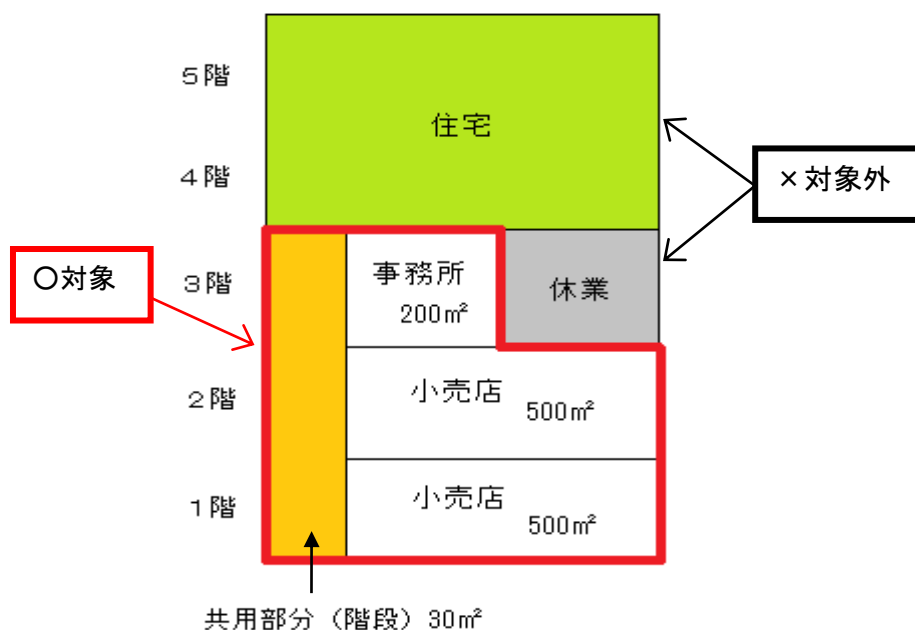
事業用大規模建築物の所有者等とは

事業の用に供する部分の延床面積の合計が、1棟で1,000平方メートル以上の建築物の所有者または管理を請け負う者（以下「所有者等」という。）

対象となる建築物（事務所、小売店、飲食店、旅館・ホテル、病院 等）

- ・毎年4月1日現在の状況により、判断します。
- ・休・廃業等により事業の用に供していない（全く使用していない）部分の面積は除きます。
※倉庫や物置、会議室等で使用している部分は面積に算入します。
- ・住宅・アパート等の居住用部分の床面積は除きます。
- ・事業用と他の対象外となる用途との共用部分（階段、廊下等）がある場合は、事業用の床面積に算入します。
- ・増改築や用途変更を行った場合は、変更後の延床面積（事業の用に供する）をもとに対象事業所であるかどうかを判断します。

【例】

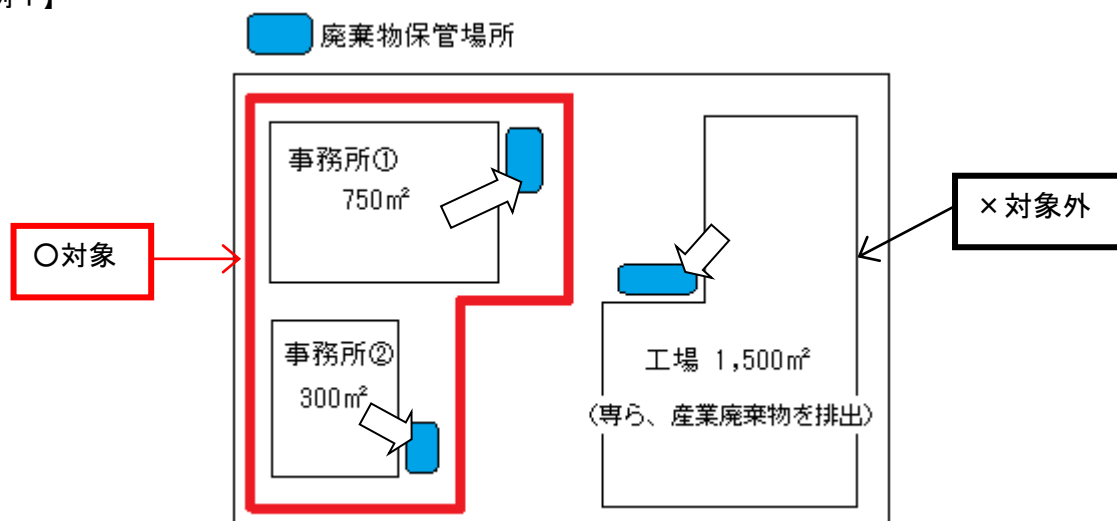


対象事業者の単位

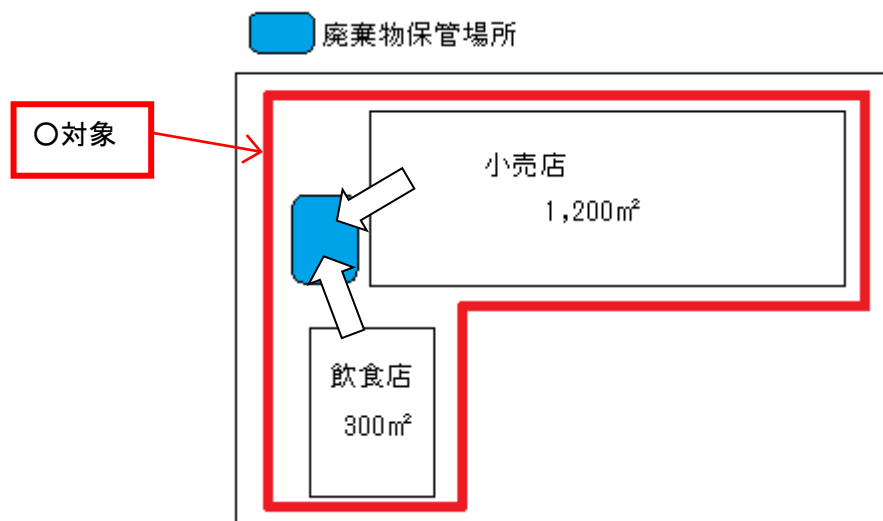
事業用大規模建築物は「棟」を単位とします。所有者が同じであっても、棟が異なれば個別に取り扱います。（スーパー等、市内に複数店舗がある場合は、店舗ごとに対象となるかを判断します。）ただし、同一敷地内において、次のいずれかに該当するときは、複数の建物を1棟の対象建築物として取り扱います。

- ・ 共通の用途に供しているとき。
- ・ 廃棄物の保管及び処理が一体的に行われるとき。

【例 1】



【例 2】



テナントビル等を所有されている皆様

事業系廃棄物の減量、資源化については、テナント（店子）の方も、事業用大規模建築物の所有者等に協力しなければなりません。（条例第 16 条の 2 第 2 項）

廃棄物管理責任者の選任

事業用大規模建築物の所有者等は、**事業系廃棄物管理責任者**を選任します。

事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する必要な措置を講じるためには、どのような廃棄物が、どれだけ排出されているか、廃棄物の処理をどうしているかを自社で把握することが重要となるため、所有者等が選任した事業系廃棄物管理責任者がその業務を行います。

事業系廃棄物管理責任者の役割

- ・ 廃棄物の種類、発生量、処理方法等の把握
- ・ 事業系廃棄物の保管場所の管理
- ・ 事業系廃棄物減量等計画書の作成
- ・ 減量、資源化及び適正処理に関する必要な措置
- ・ 減量、資源化及び適正処理に関する大津市からの問合せへの対応

事業系廃棄物管理責任者選任・変更届

事業用大規模建築物の所有者等は、事業系廃棄物管理責任者を選任、又は変更したときは、すみやかに選任届を提出します。

提出方法等

- ・ 提出方法…電子申請サービス、郵送、FAX、持参又は電子メール
- ・ 提 出 先…〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所環境部廃棄物減量推進課
FAX : 077-523-2423
E-mail : otsu1703@city.otsu.lg.jp
- ・ 提出時期…選任、変更したとき。(随時)

事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書の提出

事業用大規模建築物の所有者等は、**毎年 6 月末までに**年度ごとの事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書（以下、「事業系廃棄物減量等計画書」という。）を提出しなければなりません。

事業用大規模建築物の所有者等は、廃棄物管理責任者を中心として、下記の手順により事業系廃棄物減量計画書を作成し、事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理を推進していただく必要があります。

作成方法

1) 計画期間

計画期間は4月1日から翌年3月31日までの1年度です。年度毎に作成してください。

2) 提出方法等

- ・提出方法…電子申請サービス、郵送、FAX、持参又は電子メール
- ・提出先…〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所環境部廃棄物減量推進課
FAX : 077-523-2423
E-mail : otsu1703@city.otsu.lg.jp
- ・提出期限…毎年6月30日

3) 作成単位

対象となる事業者ごとに作成します。（2ページの対象事業者ごと）

4) 記入上の注意事項

【表面】「事業用途の内訳」欄

“用途” …1棟の建物の中で、複数の事業用途がある場合は、それぞれを記入してください。

“数” …同じ事業用途で複数の事業所が入っている場合は、件数を記入してください。

“床面積” …事業用途ごとの合計面積を記入してください。

“建物内で働いている人の総数” …事業用途ごとの合計人数を記入してください。

※アルバイト等も、合算してください。

【裏面】「建物から出る事業系一般廃棄物」欄

“総発生量” …一年間に発生したすべてのごみ量

“市の処理施設へ搬入” …大津市の処理施設で焼却した量

“発生の抑制及び資源化への取組” …事業所で行っている取組を具体的に記入してください。

※例→生ごみを3t堆肥化した。

仕入れの梱包材や容器を繰り返し使用できるものにした。

ごみの発生量の把握方法

(1)実測法

①重量の実測による把握

- ・ごみ置場にて重量を実測

②容積の実測による把握（※重量換算係数を採用）

- ・ごみパールの個数による把握
- ・事業所内ごみ箱の個数による把握
- ・ごみ袋の個数による把握

(2)一般廃棄物収集運搬業許可業者、資源処理業者へ問い合わせ

(3)購入量からの把握法（コピー用紙等）

※重量換算係数については、下記を参考ください。（環境省の示す「産業廃棄物の体積から重量への換算係数」を元に換算した参考値）

【参考】1立方メートル当たりのトン数（t／立米）

- | | | | |
|--------|----------|-------|----------|
| ・食品廃棄物 | …1.00 トン | ・紙くず | …0.30 トン |
| ・木くず | …0.55 トン | ・繊維くず | …0.12 トン |

袋を換算する際には、袋の容積に1リットル当たり、0.2 キログラムを乗じる。

【例】45ℓの袋で換算する場合

- | | |
|--------|---|
| ・食品廃棄物 | $45 \ell \times 0.2 \times 1.00 \div 1,000 \text{ kg} = 0.009 \text{ t}$ |
| ・紙くず | $45 \ell \times 0.2 \times 0.30 \div 1,000 \text{ kg} = 0.0027 \text{ t}$ |

5) 参考資料について

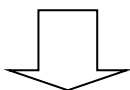
事業系一般廃棄物明細を作成するにあたり、事業系廃棄物の種類ごとに発生量や処理量を把握することにより、より具体的な計画を立てることができますので、利用してください。

※参考資料の大津市への提出は、任意です。

事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に向けて

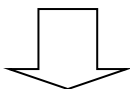
把握

- ☐ 保管場所はどこにありますか。
 - ☐ 廃棄物の処理方法ごとに（焼却、資源化、産業廃棄物等）分類し、保管されていますか。
 - ☐ 廃棄物の種類ごとの発生量を把握していますか。
 - ☐ 廃棄物の処理方法は把握していますか。
- 【例】燃やせるごみ→焼却（大津市処理施設） コピー用紙→資源化（〇〇紙業）
- ☐ 許可業者に収集運搬を依頼している場合、許可業者との契約書の内容を理解していますか。



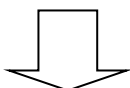
検討

- ☐ 発生抑制（Reduce リデュース）できませんか。
- ☐ 再使用（Reuse リユース）できませんか。
- ☐ 再生利用（Recycle リサイクル）できませんか。



計画

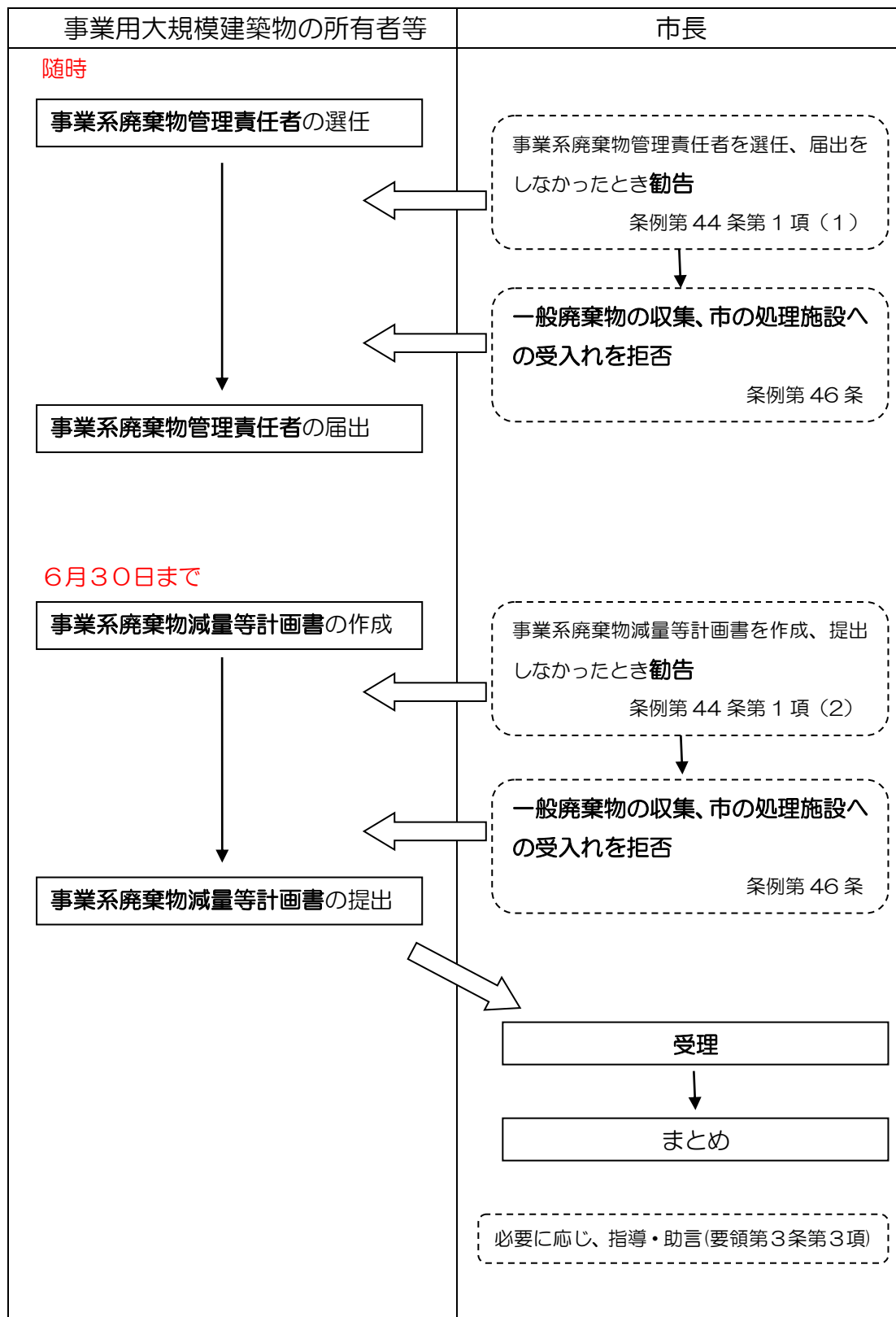
事業系廃棄物減量計画書の作成



実行



事務手続きの流れ



関 係 法 令 等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の

処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

(市町村の処理等)

第六条の二

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(立入検査)

第十九条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建

物若しくは第十五条の十七第一項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に關し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

- 2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、無害化処理認定業者の事務所若しくは事業場若しくは第九条の十第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定に係る施設のある土地若しくは建物若しくは国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当該認定に係る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理若しくは国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に關し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。
- 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もってより良い快適環境の創造と地球的環境の保全をめざしたリサイクル社会の実現に資することを目的とする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制し、再利用を推進するように努めるとともに、その生じた廃棄物を自ら処理する等自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、この条例に定める責務を誠実に遂行するため、事業体制の整備、従業員の教育等必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 事業者のうち、物の製造及び加工を行う者(以下「製造加工業者」という。)は、再利用を推進し、その製品、容器等が廃棄物となったときに適正な処理が容易になるようにする等、環境の保全に資するようその事業を遂行しなければならない。
- 4 事業者のうち、卸売業及び小売業を営む者(以下「販売業者」という。)は、事業を行うに当たり、廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進に寄与するように努めなければならない。
- 5 事業者のうち、再生資源の回収を業として営んでいる者及び廃棄物の再生を業として営んでいる者(以下「再生資源回収等業者」という。)は、環境の保全並びに資源及びエネルギーの保全及び供給を使命としてその事業の遂行に努めなければならない。
- 6 事業者のうち、廃棄物の処理を業として行う者(以下「廃棄物処理業者」という。)は、廃棄物の適正な処理を行うことにより、公衆衛生の向上及び生活環境の保

全を図らなければならない。

(再生資源等の使用)

第 10 条 製造加工業者は、物の製造又は加工に際して、再生資源又は再生品を原料等として用いるように努めなければならない。

2 前項に定めるほか、事業者は、事業活動に要する用品、資材等の調達及び使用に際しては、再生品を使用するように努めなければならない。

(環境保全型製品の普及)

第 11 条 製造加工業者は、物の製造又は加工に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ評価し、適切な材料を選択すること等により、適正な処理が容易であるような、又は再利用の促進に寄与するような製品、容器等(以下「環境保全型製品」という。)の製造又は加工に努めなければならない。

2 販売業者は、商品の販売に際して、環境保全型製品を優先的に販売するように努めなければならない。

3 市民及び事業者は、商品の購入等に際しては、環境保全型製品を選択するように努めなければならない。

(容器及び包装の適正化等)

第 12 条 製造加工業者及び販売業者は、物の製造、加工及び販売に際して、再利用に適した容器を使用し、又は過剰な包装の抑制を図ること等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、商品の購入等に際しては、再利用に適した容器を使用した、又は簡易に包装された商品を選択し、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

(製造加工業者等による回収等)

第 13 条 製造加工業者及び販売業者は、その製造、加工及び販売する製品、容器等が、廃棄物となったときに、それを回収し、及び回収した廃棄物の再利用に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第 16 条の 2 事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が規則で定める面積以上である

もの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者(区分所有に係る事業用大規模建築物にあつては、事業の用に供しない部分のみの区分所有権を有する者を除く。)又はその管理を請け負う者(以下「所有者等」という。)は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び資源化を図らなければならない。

2 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の減量及び資源化に関し、当該事業用大規模建築物の所有者等に協力しなければならない。

(事業系廃棄物管理責任者)

第 16 条の 3 事業用大規模建築物の所有者等は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、事業系廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。事業系廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(事業系廃棄物減量等計画書)

第 16 条の 4 事業用大規模建築物の所有者等は、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書(以下、「事業系廃棄物減量等計画書」という。)を毎年 1 回、市長に提出しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者等は、事業系廃棄物減量等計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業系一般廃棄物の保管基準)

第 30 条 事業者又はその事業が営まれている建物の所有者若しくはその建物の管理を請け負う者は、事業系一般廃棄物が搬出されるまでの間、当該事業系一般廃棄物を規則で定める基準(以下「保管基準」という。)に従い適正に保管しなければならない。

(勧告)

第 44 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずべき旨の勧告を行うことができる。

- (1) 事業用大規模建築物の所有者等が、第 16 条の 3 の規定に違反し、事業系廃棄物管理責任者を選任せず、又は事業系廃棄物管理責任者の選任の届出をしなかったとき。
- (2) 事業用大規模建築物の所有者等が、第 16 条の 4 第 1 項の規定に違反し、事業系廃棄物減量等計画書を作成せず、若しくは提出をせず、又は同条第 2 項の規定に違反して同項の規定による届出をしなかったとき。

(公表)

第 45 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- (7) 前条の規定により勧告を受けた者が、これに従わなかったとき。

(搬入の受入れの拒否)

第 46 条 市長は、第 44 条第 1 号、第 2 号又は第 6 号の規定による勧告を受けこれに従わなかった者に対して、市の処理施設への搬入の受入れを拒否することができる。

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則(抜粋)

(事業用大規模建築物)

第 3 条 条例第 16 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める面積は、1,000 平方メートルとする。

(事業系廃棄物管理責任者の届出)

第 4 条 条例第 16 条の 3 の規定による廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出は、事業系廃棄物管理責任者選任・変更届(様式第 1 号)により行うものとする。

(事業系廃棄物減量等計画書)

第 5 条 条例第 16 条の 4 第 1 項の事業系廃棄物減量等計画書の提出は、事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書(様式第 2 号)により、毎年 6 月 30 日までに行わなければならない。

(事業系一般廃棄物の保管基準)

第 16 条 条例第 30 条の規則で定める基準は、次のとお

りとする。

- (1) 道路その他公共の用に供する場所において保管しないこと。
- (2) 排出量、保管日数に対し十分な容量及び構造の保管場所に保管すること。
- (3) 分別区分及び再利用を行うものごとに分けて保管すること。
- (4) 飛散、流出、悪臭等により生活環境を害し、又は公衆に嫌悪の情をもたらさないこと。
- (5) 犬、猫等による散乱、ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止すること。
- (6) 適切に清掃等を行うことにより、常に保管場所を清潔に保つこと。

事業用大規模建築物の所有者等の義務に関する要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例(平成 6 年条例第 17 号。以下「条例」という。)第 16 条の 2、第 16 条の 3、第 16 条の 4 の規定に基づく事業用大規模建築物の所有者等の義務について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 条例第 16 条の 2 に規定する建築物は、毎年 4 月 1 日の状況により判断する。

2 前項に規定する状況とは、次のとおりとする。

- (1) 休・廃業により事業の用に供していない部分を除く。
- (2) 増改築や用途変更を行った場合は、その部分を考慮する。
- (3) 居住用部分の床面積を除く。
- (4) 階段や廊下等、対象外となる用途との共用部分は、対象となる面積に算入する。
- (5) 工場などの専ら産業廃棄物を排出する建築物は除く。

3 対象となる建築物は、棟を単位とする。ただし、同一敷地内において、次の各号のいずれかに該当するときは、複数の建築物を1棟として取り扱う。

- (1) 共通の用途に供しているとき。
- (2) 廃棄物の保管及び処理が一体的に行われているとき。

(廃棄物管理責任者)

第3条 条例第16条の3に規定する事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する業務とは、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の種類、発生量、処理方法を把握すること。
- (2) 廃棄物の保管場所を管理すること。
- (3) 事業系廃棄物減量等計画書を作成すること。
- (4) 減量、資源化及び適正処理に関する必要な措置を講じること。
- (5) 減量、資源化及び適正処理に関する大津市からの問合せに対応すること。

(事業系廃棄物減量等計画書)

第4条 条例第16条の4に規定する事業系廃棄物減量等計画書は、事業系一般廃棄物について、その発生量や減量、資源化及び適正処理への取組を記入しなければならない。

2 市長は、事業系廃棄物減量等計画書の提出があったときは、必要に応じて、事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関して、指導及び助言を行うものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、その都度環境部長が定める。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。